

令和5年度
船橋市環境衛生監視指導計画

船橋市保健所衛生指導課

目次

第1 基本方針

第2 監視指導計画の実施期間及び対象

- 1 実施期間
- 2 対象

第3 監視体制

- 1 監視指導の実施体制
- 2 厚生労働省、環境省及び関係自治体との連携
- 3 庁内担当部局との連携

第4 監視指導

- 1 監視指導概要
- 2 監視予定回数
- 3 違反を発見した際の対応

第5 重点取組事項

- 1 入浴施設のレジオネラ症防止対策
- 2 美容所におけるまつ毛エクステンション等における健康被害の防止
- 3 旅行客等の増加に伴う旅館業営業施設の衛生状況の確認
- 4 感染症拡大防止対策の啓発
- 5 新型コロナウイルス感染症の影響により監視を中止していた施設への監視指導

第6 生活衛生に関する情報提供及び普及啓発

- 1 ホームページ等による生活衛生に関する情報の提供
- 2 講習会の実施
- 3 啓発資料の配布
- 4 生活衛生同業組合との協力

第7 感染症等健康被害発生時の対応

- 1 原因究明
- 2 被害拡大及び再発の防止
- 3 健康被害状況についての公表

第8 施設営業者等の自主的な衛生管理の促進

- 1 自主管理記録の作成及び保存
- 2 表彰の実施

用語解説

第1 基本方針

船橋市は首都圏にありながら、都市と自然が調和した暮らしやすいまちである。沿岸部には恵み豊かな干潟である三番瀬、内陸部には工業地、商業地、住宅地、農地が広がり、バランスのとれた産業に加え、市民が主体となった活発な文化、スポーツ活動など、市民力と都市力を兼ね備えたまちであり、工業地や商業地を中心に市内外を問わず多くの人々が訪れている。また、全国的に人口減少が懸念される中、本市は今後も人口の自然増加が見込まれている。

こうした本市の特徴と、64万人を越す市民が暮らす都市として、市民の生活に不可欠な理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場等の生活衛生関係営業施設は約1,700施設ある。そのうち、旅館及び興行場（映画館等）は約80施設、大型ショッピングセンター等もあり、市外から船橋市を訪れる人々が安心して施設を利用できるよう、適正な衛生管理、確保が重要となっている。

これらの施設に対し、船橋市保健所では関係法令に基づき営業施設の許認可、立入検査、衛生管理指導及び啓発を効率的に実施するために「令和5年度船橋市環境衛生監視指導計画」を策定した。

この計画により、市民及び市を訪れる人々の安心、安全な生活を確保し、また、健康被害を未然に防ぐための取り組みを推進する。

第2 監視指導計画の実施期間及び対象

1 実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 対象

(1) 生活衛生関係営業施設

- ① 理容所（理容師法第11条の2に規定する施設…床屋、シェービング専門店等）
- ② 美容所（美容師法第12条に規定する施設…美容室、まつ毛エクステンション専門店等）
- ③ クリーニング所（クリーニング業法第5条の2に規定する施設）
- ④ 興行場（興行場法第2条第1項に規定する施設…映画館、文化ホール等）
- ⑤ 旅館業（旅館業法第3条第1項に規定する施設…旅館・ホテル、簡易宿所等）
- ⑥ 公衆浴場（公衆浴場法第2条第1項に規定する施設…一般公衆浴場、スーパー銭湯、サウナ、岩盤浴等）

(2) その他の施設

- ① 温泉（温泉法第15条第1項に規定する施設）
- ② 特定建築物（建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条第1項に規定する施設）
- ③ 建築物登録業（建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項に

規定する登録)

- ④ 遊泳用プール（船橋市遊泳用プール指導要綱第2に規定する施設）
- ⑤ 化製場等（化製場等に関する法律第9条第1項に規定する施設）
- ⑥ 専用水道（水道法第3条第6項に規定する専用水道）
- ⑦ 小規模専用水道（船橋市小規模水道条例第2条第2号に規定する小規模専用水道）
- ⑧ 簡易専用水道（水道法第3条第7項に規定する簡易専用水道）
- ⑨ 小規模簡易専用水道（船橋市小規模水道条例第2条第3号に規定する小規模簡易専用水道）

(3) 対象品

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第2条第1項に規定する製品

(4) 対象者

営業者（開設者）、管理者、従業者、責任者、維持管理権原者、登録業事業者、他

第3 監視体制

1 監視指導の実施体制

生活衛生関係営業施設等の監視指導は衛生指導課環境指導係が担当する。なお、当該施設における健康被害発生時の調査及び被害拡大の防止等に係る業務についても取り扱う。

2 厚生労働省、環境省及び関係自治体との連携

各種会議及び協議会を通じて、生活衛生に関する問題、監視指導状況及び衛生対策について情報交換等を行う。また、千葉県、千葉市及び柏市との間においては、生活衛生業務担当者会議、研修会等において生活衛生に関する情報交換等を行い、緊密な連携を図る。

3 庁内担当部局との連携

興行場法、旅館業法及び公衆浴場法に規定する施設の防火対策の強化に向けて、建築部局、消防部局等の関係機関との情報共有に努める。

レジオネラ症の発生、拡大防止を目的として、病院、社会福祉施設等に対して正しい知識を提供できるように、衛生管理に関する助言、指導を庁内関係部局と連携して行い、レジオネラ症発生時には情報を共有し、連携を図る。

また、関係機関より求めがあった場合には、適宜、情報提供を行うなど連携して安全対策を徹底する。

第4 監視指導

1 監視指導概要

(1) 施設（施設管理者）

環境衛生監視員が対象施設に立ち入り、施設の管理状況や衛生状態等関係法令に規定される事項を確認し、その遵守徹底を指導する。また、営業施設の衛生的な環境を確保するために、危害度を考慮の上、必要に応じて各種測定機器（残留塩素測定器、水素イオン濃度測

定器、粉じん計等)並びに検体を採取して検査を行なうことで、科学的根拠に基づいた監視指導を行う。

(2) 家庭用品

家庭用品衛生監視員が市内販売店にて検体を購入し、委託検査機関にて検査する。基準に適合しない場合は、製造、販売業者等に回収や販売中止の指導を行う。

2 監視予定回数

対象施設別の監視予定回数は以下のとおりとする。なお、重点的に監視指導を実施すべき施設については、監視回数に上限を設けることなく、必要に応じて実施する。

対象	監視予定回数
理容所	3年に1回以上の立入検査
美容所	
クリーニング所	
興行場	
旅館業	1年に1回以上の立入検査
公衆浴場	
温泉	
特定建築物	3年に1回以上の立入検査
建築物登録業	更新時等の実情に応じて立入検査を実施
遊泳用プール	1年に1回以上の立入検査
化製場等	1年に1回以上の立入検査
専用水道	1年に1回以上の立入検査 ただし浄水受水専用水道は3年に1回以上の立入検査
小規模専用水道	1年に1回以上の立入検査
簡易専用水道	許可または届出施設に付帯している場合は、その施設の検査に合わせて立入検査を実施
小規模簡易専用水道	
家庭用品	夏期・冬期(年2回)の試買検査

3 違反を発見した際の対応

監視等の結果、違反を発見した場合はその場において改善指導を行う。違反が軽微な場合であって、直ちに改善が図られるもの以外は、書面により改善指導を行い、改善処置状況の確認等を適正に行う。違反が悪質な場合は告発を行う。

第5 重点取組事項

1 入浴施設のレジオネラ症防止対策

入浴施設における感染症のうち、特にレジオネラ症に重点を置き、予防対策を講ずる。入浴施設には循環ろ過装置、気泡等発生装置等様々な設備があり、レジオネラ症を防止するためにはその設備に応じた衛生管理が不可欠である。

レジオネラ症対策の強化等を目的とした国の要領改正を踏まえ、令和4年7月に本市では船橋市旅館業法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例及び船橋市公衆浴場法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例等の改正を行った。また、昨今のサウナブームの影響などもあり、今後入浴施設の利用者が増加していくことが考えられることから、対象施設の衛生管理状況を確認し、感染防止対策及び給湯設備等の維持管理について必要な指導を行う。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度からレジオネラ属菌の行政検査を中止していたが、令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症の動向を注視しつつ、可能な範囲で実施する。

2 美容所におけるまつ毛エクステンション等における健康被害の防止

新型コロナウイルス感染症の影響により、マスク生活の定着や美容に関するサービスが多様化し、まつ毛エクステンションやまつ毛パーマ等、目に近い部分の施術を行う営業施設の開設や相談が近年増加している。目に近い部分の施術は多くの危険を伴うが、これにより事故等が起こることのないよう、注意喚起及び衛生措置に係る指導を行う。

また、美容師以外の者による美容行為以外のサービス（ネイルや全身マッサージ等）を行う施設を併設している美容所も増加していることから、従業員の従事状況の確認を行い、美容師以外の者が美容行為を行うことのないように徹底する。市民等から美容師法違反のおそれがある事例の相談、情報等を探知した場合は、速やかに事実確認を行い、必要な指導を行う。他法令に違反していることが疑われる場合にあっては、関係部署に速やかに情報提供を行う。

3 旅行者等の増加に伴う旅館業営業施設の衛生状況の確認

新型コロナウイルス感染症の影響により全国的に旅館業の利用客が減少していたが、今後国内外からの利用客の増加が見込まれる。利用客数に応じた衛生状況の確保が適切に図られているかの確認を行い、状況に応じた助言および対策の検討を行う。

また、無許可営業者の情報が寄せられた場合は、事実確認の上、必要な指導等を行う。

4 感染症拡大防止対策の啓発

感染症対策として換気の重要性が指摘されていることを踏まえ、適正な空気環境が保持できているかについての確認を行い、効果的な換気方法を啓発する。また、施設の従業員の健康管理方法についても助言を行う。

5 新型コロナウイルス感染症の影響により監視を中止していた施設への監視指導

理容所、美容所、クリーニング所については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度から監視を中止していたことから、中止期間を含め継続的に法令に基づく適切な衛生管理が行われていることを確認し、関係法令の遵守および法令に基づく衛生管理方法について指導を行う。

第6 生活衛生に関する情報提供及び普及啓発

1 ホームページ等による生活衛生に関する情報の提供

市民や営業者等に対し、ホームページ等により生活衛生に関する情報を提供する。

2 講習会の実施

令和4年度においては、理容師を対象とした千葉県理容生活衛生同業組合船橋支部主催の衛生講習会を、書面により開催した。令和5年度は美容師を対象とした衛生講習会を実施する。

また新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から中止となっていた公衆浴場（サウナ、岩盤浴等を除く）、旅館業、遊泳用プール、病院、老人福祉施設等を対象としたレジオネラ症防止対策衛生講習会を再開する。

3 啓発資料の配布

市民及び営業者に対し、生活衛生に関する資料を保健所窓口を設置し、情報提供を行う。また、立入検査時には従業者等に直接配布する。

4 生活衛生同業組合との協力

生活衛生同業組合を通じて、事故に関する情報提供、国からの通知の案内等を行う。

第7 感染症等健康被害発生時の対応

1 原因究明

本計画における対象施設及び対象者に関連して、感染症等による健康被害が発生した場合は、患者の症状、行動調査等を適切に行うとともに、関係部局との緊密な連携を図り、迅速な原因究明を行う。

2 被害拡大及び再発の防止

必要に応じて、通報、告発、業務・営業停止等の行政処分、施設の清掃及び消毒の指導並びに営業者等に対する衛生教育を行い、健康被害の拡大及び再発の防止に努める。

3 健康被害状況についての公表

感染症予防及び健康被害拡大防止の観点から、感染症発生状況等について営業者及び市民への周知を図るため、必要な情報については、可能な限り速やかに公表する。

第8 施設営業者等の自主的な衛生管理の促進

1 自主管理記録の作成及び保存

「環境衛生関係営業施設における自主管理点検表の制定について」（昭和63年10月18日付け衛指第215号、厚生省生活衛生局指導課長通知）に基づき、営業施設の衛生管理に係る記録の作成及び保存を推進する。立入検査の際に記録を確認し、日常の衛生管理状況の把握に努める。

2 表彰の実施

監視結果に基づき衛生管理が特に優良である施設を表彰することにより、営業者による自主的な施設の衛生管理の向上を図る。

用語解説

【か行】

○化製場

化製場等に関する法律に規定する施設で、他に死亡獣畜取扱場、動物の飼養収容施設がある。現在、船橋市内においては動物の飼養収容施設のみがある。

動物の飼養収容施設とは、指定する区域内において、政令で定める種類の動物を、都道府県の条例で定める数以上に飼養収容するために許可された施設。

○家庭用品

主として一般消費者の生活の用に供される製品。衣類、洗剤、接着剤等は「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」により、有害物質の含有量等が規制されている。

○気泡等発生装置

浴槽に設置して気泡を発生させる装置をいう。一般にジャグジー浴槽、ジェット風呂、泡風呂等と呼ばれる設備で使用されている。エアロゾル（ミスト状の細かい水滴）を発生させるため、レジオネラ属菌が含まれた水を吸い込みやすくなる。

○許認可

新しく営業を始める施設に対して、法律に基づく許可をおろしたり、確認をしたりする業務をいう。

○建築物登録業

建築物の衛生的環境を確保するために建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者が、適切にその業務を遂行するように資質の向上を図っていく目的で作られた制度。建築物清掃業、建築物空気環境測定業等8業種がある。

【さ行】

○循環ろ過装置

浴槽の湯を繰り返し利用するものを循環式浴槽という。湯は繰り返し使うことにより、水質が悪くなるため、髪の毛やごみを取る集毛器や、入浴者が持ち込んだ汚れ、細かいごみ等を取るろ過器を通過して循環する構造になっている。

ろ過器は、ステンレス等でできた金属容器の中に、ろ材である砂や珪藻土けいそうど等が入っている構造が一般的である。この中を汚れた湯を通過させることにより、汚れをこし取るためろ過器自体がレジオネラ属菌により汚染されやすく、定期的な洗浄や消毒が必要である。

○浄水受水専用水道

他の水道から供給を受ける水のみを水源として、100人を超える者にその居住に必要な水を供給する施設、若しくは1日最大給水量が20立方メートルを超える施設をいう。ただしその施設について、地中又は地表に施設されている口径25ミリメートル以上の導管の全長が1,500メートル以下である場合、受水槽の有効容量が100立方メートル以下である場合、受水槽有効容量が100立方メートルを超えるもので6面点検できる場合は浄水受水専用水道の対象外とする。

○生活衛生同業組合

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づいて政令で定められているもので、理容業、美容業、興行場営業（映画、演劇、演芸に係るもの）、旅館業、浴場業、クリーニング業の業種ごとに都道府県ごとに組織することができる組合のことをいう。

○施術

本計画においては、理容所、美容所で理容師、美容師が客に対して行う行為のことをいう。具体的には、理容所における頭髪の刈込、顔そり、美容所におけるパーマメントウェーブ、結髪、化粧等の行為をいう。

【た行】

○特定建築物

建築基準法に定義された建築物であり、次に掲げる特定用途に使用されていること。また、その特定用途に使用される延べ床面積が3000㎡以上であること（学校教育法第1条に定められている学校については8000㎡以上）。

<特定用途の種類>

興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校、旅館

【ら行】

○レジオネラ症

<病原体>

レジオネラ属菌（細菌）

<感染源>

土壌、循環式浴槽水、プール水、冷却塔（空気調和設備に使用される水の温度を下げるため、屋上などに設置された冷房設備の一部）の水、加湿器の水、噴水の水等。

<感染経路>

エアロゾル、粉じんの吸入、誤嚥（^{ごえん}飲食したものが誤って気管、肺に入ってしまうこと）等。

<症状>

	レジオネラ肺炎	ポンティアック熱
主な症状	高熱、呼吸困難、筋肉痛、吐き気 下痢、意識障害	発熱、寒気、頭痛、筋肉痛、倦怠感
潜伏期間	2 - 10日	1 - 2日
特徴	急激に重症化し死亡することもある。	一般に軽症で数日で治ることが多い。

※潜伏期間とは、病原体に感染してから、体に症状が出るまでの期間をいう。